

平成元年 9 月 1 日
(最終変更：令和 6 年 3 月 2 8 日)

日本郵政共済組合組合員貸付規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本郵政共済組合運営規則第 3 2 条の規定に基づき、日本郵政共済組合定款（以下「定款」という。）第 3 0 条第 5 号に規定する日本郵政共済組合の組合員の臨時の支出に対する資金の貸付けに関する事業の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「組合」、「本部長」、「共済センター長」又は「郵政会社等」とは、それぞれ定款第 2 条、第 4 条又は国家公務員共済組合法(昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号。以下「法」という。)附則第 2 0 条の 3 第 2 項に規定する組合、本部長、共済センター長又は郵政会社等をいう。

2 この規程において、「組合員期間」とは、法第 3 8 条に規定する組合員期間のうち組合員の資格を取得した日から貸付けの申込みをする日までの引き続く組合員期間をいう。ただし、次の各号に掲げる者であって組合員である者（法 9 8 条に掲げる福祉事業の適用を受ける者に限る。以下「再雇用社員等」という。）については、それぞれ当該各号に掲げる者として組合員の資格を取得した日から貸付けの申込みをする日までの引き続く組合員期間をいう。

- (1) 郵政会社等の役員である者
- (2) 郵政会社等の高齢再雇用社員就業規則に基づき再雇用された者及び継続雇用社員として再雇用された者（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に限る。）
- (3) 郵政会社等のアソシエイト社員就業規則、期間雇用社員就業規則及び短時間社員就業規則（日本郵便株式会社に限る。）に基づき採用された者
- (4) 日本郵政共済組合の高齢再雇用職員就業規則、アソシエイト職員就業規則及び非常勤職員就業規則に基づき採用された者

3 地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 3 条第 1 項各号及び第 2 項に規定する組合（第 2 4 条第 1 項及び第 2 項において「地方の組合」という。）における同法第 4 0 条に規定する組合員期間（同法による長期給付の適用を受けない期間を除く。）は、前項本文の引き続く組合員期間に算入する。ただし、組合の組合員期間に引き続くものに限るものとする。

(貸付経理の設置)

第 3 条 この事業の経理は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和 3 3 年大蔵省令第 5 4 号。以下「施行規則」という。)第 6 条第 1 項第 9 号に規定する貸付経理において処理するものとする。

(財源)

第 4 条 貸付事業を運営するための財源は、次の各号に掲げる資金とする。

- (1) 法第 1 7 条ただし書の規定により、財務大臣の承認を受けて組合が法第 2 1 条に規定する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）から借り入れた資金
- (2) 施行規則第 1 3 条の規定により、他の経理単位に貸し付けることができる余裕金
- (3) 施行規則第 7 6 条の規定により、貸倒引当金として積み立てられた資金
- (4) 施行規則第 8 1 条の 2 の規定により、貸付資金積立金として積み立てられた資金（貸付けの種類及び貸付金の限度額）

第 5 条 この規程による貸付けは、次の表の第 1 欄に掲げる貸付種類の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる貸付申込事由により、同表第 3 欄に掲げる額を貸付金の限度額とする（再雇用社員等を除く。）。

この場合において、普通貸付及び特別貸付の総貸付額は、6 3 0 万円以内とする。

貸付種類		貸付申込事由	貸付金の限度額
普通貸付	一般貸付	組合員が臨時の支出を必要とするとき	1 9 0 万円
	物資貸付	組合員が物資（1 0 万円以上の物資に限る。）を購入するとき	1 9 0 万円
	特認貸付	その他本部長が必要と認めたとき	3 8 0 万円
特別貸付	結婚貸付	組合員、組合員の被扶養者（法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）又は組合員の被扶養者以外の子が結婚するとき	1 9 0 万円
	葬祭貸付	組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の死亡により、葬祭を行うとき	1 9 0 万円
	教育貸付	組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の子の就学の準備、就学又は就学の継続をするとき	4 4 0 万円（1 回の貸付けにつき 1 9 0 万円）
貸付	災害貸付	組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の居住する住居又は家財が自然災害、火災、その他非常災害により損害を受けたとき	3 8 0 万円
	医療貸付	組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療又は介護を受けるとき	3 8 0 万円
一般住宅貸付		組合員が次に掲げる事由により資金を必要とする場合 ア 組合員又は組合員の被扶養者が居住するための住宅を新築若しくは購入するとき、土地を購入するとき又は組合員若しくはその被扶養者が居住している住宅の大規模な増改築を行うとき イ 組合員又は組合員の被扶養者が居住している住宅の修繕又は小規模な増改築（以下「修繕等」という。）を行うとき（当該住宅が組合員又は被扶養者の所有するものでないときは、共済センター長が特に認めた場合に限る。）	第 3 項に掲げる退職手当相当額の範囲内とする。この場合において、同項の表の第 1 欄に掲げる組合員期間を引き続き有する者の退職手当相当額が、それぞれ同表第 2 欄に掲げる最低保障額に満たないときはその額を退職手当相当額とし、また、それぞれ同表第 3 欄に掲げる最高限度額を超えるときはその額を退職手当相当額とする。
特別住宅貸付		組合員が退職後に居住するための住宅を新築、購入、増改築若しくは修繕する場合又は当該住宅の用に供するための宅地を併せて購入するとき	退職手当相当額（その額が 2、0 0 0 万円を超えるときは 2、0 0 0 万円を最高限度額とする。）

2 現に貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）が、新たに同一の貸付種類の貸付けを受ける場合の貸付金の限度額は、現に受けている貸付金の残額及び新たに受ける貸付金の金額との合計額が、前項の表第 3 欄に掲げる当該貸付種類の貸付金の限度額を超えない額とする。

3 退職手当相当額は、貸付けを受けようとする者（以下「貸付申込人」という。）が貸付けを申し込んだ日（以下「貸付申込日」という。）に退職したならば受けることとなる郵政会社等の退職手当規程の規定による自己都合の場合の退職手当又はこれに相当する手当（以

下「退職手当」という。)の額をいう。ただし、組合員の資格を取得した日から貸付申込日までの期間が引き続き5年以上の者については、貸付申込日から起算して5年後の退職手当の推定額に5年間の元金弁済見込額を加えた額とし、次の表の第1欄に掲げる組合員期間の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる額を最低保障額とし、同表第3欄に掲げる額を最高限度額とする。

組合員期間	最低保障額	最高限度額
3年以上5年未満	300万円	1, 200万円
5年以上10年未満	400万円	
10年以上15年未満	700万円	2, 000万円
15年以上20年未満	1, 200万円	
20年以上	1, 400万円	

- 4 郵政会社等の社宅規程に規定する社宅（以下この項において「社宅」という。）に入居している組合員が、日本郵便株式会社社宅規程に規定する社宅管理者若しくは社宅責任者から当該社宅を廃止する必要があるため当該社宅の明渡しを請求されたことに伴い、当該組合員が居住するための住宅を新築又は購入する場合の一般住宅貸付及び特別住宅貸付（以下「住宅貸付」という。）については、前項の規定にかかわらず、同項の最高限度額にそれぞれ200万円を加算した額を退職手当相当額の最高限度額とする。
- 5 普通貸付及び特別貸付の貸付金については100円の整数倍に相当する金額を、住宅貸付の貸付金については5万円の整数倍に相当する金額をそれぞれ単位として貸し付けるものとする。
- 6 郵政会社等の役員に第3項の規定を適用する場合は、「郵政会社等の退職手当規程の規定による自己都合の場合の退職手当又はこれに相当する手当の額」とあるのは「郵政会社等の役員退職慰労金規程等による退職手当の額」と読み替えるものとする。
- 7 再雇用社員等に対する貸付限度額は、第1項の表第3欄に掲げる額と退職手当の額を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、退職手当が支給される再雇用社員等に対する住宅貸付及び特別住宅貸付の限度額は、退職手当相当額（当該退職手当相当額が2,000万円を超えるときは2,000万円）とする。
- （貸付を受けることができる者）

第6条 普通貸付及び特別貸付を受けることができる者は、組合員期間が引き続き6月以上の者とする。

- 2 一般住宅貸付を受けることができる者は、組合員期間が引き続き3年以上の者とする。
- 3 特別住宅貸付を受けることができる者は、組合員期間が引き続き20年以上の者で、貸付申込日から2年以内に自己都合により退職を予定している者又は5年以内に定年退職を予定している者とする。
- 4 前3項の組合員期間については、法及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところにより組織された他の共済組合（以下「他の共済組合」という。）の組合員期間（法及び地方公務員等共済組合法による長期給付の適用を受けない期間を除く。）は、前項本文の引き続き組合員期間に算入する。ただし、組合の組合員期間に引き続くものに限るものとする。

（他の共済組合の組合員であった者に対する特例）

第6条の2 他の共済組合の組合員であった者が、引き続き組合の組合員となった場合において、他の共済組合でこの規程に規定する普通貸付若しくは特別貸付又は一般住宅貸付若しくは特別住宅貸付のいずれかに相当する貸付を受けていて、他の共済組合にその弁済を必要とするときは、その限度において当該他の共済組合の証明により、この規程の定めるところにより貸付をすることができる。ただし、次条の規定の適用を受ける場合を除く。

（他の連合会加入組合等からの異動者の取扱い）

第6条の3 共済センター長は、他の連合会加入組合から第5条に規定する貸付けに相当する貸付けを借り受けている者が引き続き組合員となった場合（再雇用社員等が他の組合の

再雇用社員等に相当する者となった場合を除く。）には、従前属していた他の連合会加入組合（以下「出向元組合」という。）におけるその者の未弁済貸付金に係る債権を出向元組合から譲り受けるものとする。

2 共済センター長は、前項の規定により債権を譲り受けた場合には、当該借受人の未弁済貸付金に相当する資金について、本部長からの回送を受け、出向元組合へ支払うものとする。

3 共済センター長は、債権を譲り受けた日の属する月から貸付弁済金を徴収するものとする。この場合において、その際の利息の計算、弁済期間及び弁済方法等の条件については、債権を譲り受けた日の前日において出向元組合で適用されていた条件（団体信用生命保険に関するものを除く。）とする。

（他の連合会加入組合等への異動者の取扱い）

第6条の4 共済センター長は、第5条に規定する貸付けに相当する貸付けを借り受けている者が引き続き他の連合会加入組合の組合員となった場合には、その者の未弁済貸付金に係る債権をその者が属することとなる他の連合会加入組合へ譲渡するものとする。

2 前項の債権を譲渡する日は、当該借受人が組合員となった日が月の初日の場合はその日とし、それ以外の場合は、組合員となった日の属する月の翌月の初日とする。

（貸付けの制限等）

第7条 一般住宅貸付の借受人は、当該貸付けの貸付金の残額及び貸付金の利息の額を弁済しなければ新たに特別住宅貸付を受けることができない。ただし、一般住宅貸付の貸付金の残額を特別住宅貸付の借受金に振り替えて特別住宅貸付を受けることができる。

2 住宅貸付の貸付けの対象となる住宅の延床面積（共同住宅にあっては共有部分を除く。）は280㎡以内とする。ただし、共済センター長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 一般住宅貸付により土地を購入する場合は、貸付けを受けた日の属する月から起算して5年以内に住宅を新築しなければならない。ただし、共済センター長がやむを得ないと認めた場合は、5年を限度として期限を猶予することができる。

4 貸付申込人が、その申込みに基づき貸付けを受けるとしたならば、その者に対する貸付けに係る毎月の弁済元金及び利息の合計額が、その者の基準内給与の月額（基本給、調整手当及び扶養手当の月額の合計額（再雇用社員等については、法第52条に規定する標準報酬の月額とする。）をいう。）の30%に相当する額を超えることとなるときは、貸付けは行わない。ただし、特別貸付のうち、貸付申込事由が災害の場合については、適用しないものとする。

（貸付金の限度額）

第8条 削除

（貸付金の利息）

第9条 貸付金の利息に係る利率（以下「貸付利率」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 普通貸付 年4.26%
- 特別貸付 年1.16%
- 住宅貸付及び特別住宅貸付 年1.84%

2 貸付金の利息の計算は、貸付金を貸し付けた日の属する月から月ごとに行い、毎月の利息は月の末日における貸付金の残額（貸付金を貸し付けた日の属する月にあっては貸付金の額）に貸付利率の12分の1を乗じて得た額とする。この場合、利息の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（貸付金の利息の特例）

第10条 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、その者が貸付金の残額（以下「未弁済元金」という。）及び貸付金の利息（以下「未弁済利息」という。）を次の各号に掲げるいずれかの方法により弁済するときの利息は、借受人が組合員の資格を喪失した日の前日に未弁済元金を弁済したものとみなして計算する。

- 一時に給与又は共済組合からの給付金で弁済するとき
- 給与又は共済組合からの給付金が支給される以前に一時に弁済するとき

(貸付金の弁済)

第11条 借受人は、貸付け(特別住宅貸付を除く。)を受けた日の属する月の翌月から弁済を開始しなければならない。ただし、次の各号に掲げる貸付けについては、当該各号に定める期間を限度として、未弁済元金の弁済の開始を猶予することができる。

(1) 災害を貸付申込事由とする特別貸付

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して12月間

(2) 郵政会社等の育児休業・介護休業規程の規定又はこれに相当する規定による育児休業者に対し貸し付ける一般貸付

当該育児休業の期間

2 借受人は、現に貸付けを受けている貸付け(特別住宅貸付を除く。)の未弁済元金を次の各号に掲げるいずれかの方法により弁済しなければならない。

(1) 毎月の給与からの控除による弁済(以下「月例控除」という。)

(2) 月例控除と夏期手当及び年末手当等からの控除(以下「ボーナス控除」という。)による弁済

3 借受人は、次の表の第1欄に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる弁済期間(弁済を開始した月から弁済を完了すべき月までの期間をいい、弁済猶予の期間は含まない。)内に、同表の第3欄又は第4欄に掲げる月例控除額又はボーナス控除額を給与支給機関から控除されることにより貸付金を弁済するものとし、特別住宅貸付については、2年以内に自己都合により退職を予定している者は24月以内、5年以内に定年退職を予定している者は60月以内にそれぞれ貸付金を一括弁済するものとする。

貸付けの種類		弁済期間	月例控除額	ボーナス控除額
貸付 通	一般貸付及び物資貸付	90月	2,000円以上で、かつ、 200円の整数倍の均等額	2,000円以上 で、かつ、1,000 円の整数倍の均 等額
	特認貸付	120月		
特別 貸 付	教育貸付	140月		
	災害貸付及び医療貸付	120月		
	結婚貸付及び葬祭貸付	90月		
一般 住 宅 貸 付 け	50万円以下の貸付け	100月	5,000円以上で、かつ、 1,000円の整数倍の均等額	5,000円以上 で、かつ、1,000 円の整数倍の均 等額
	50万円を超え100万円 以下の貸付け	150月		
	100万円を超え200万円 以下の貸付け	250月		
	200万円を超える貸付 け	360月		

(元利均等弁済)

第11条の2 一般住宅貸付(貸付金額が200万円を超える貸付けに限る。)については、前条第3項の規定(同項の表中一般住宅貸付の第3欄及び第4欄に限る。)にかかわらず、借受人の申出により、その貸付けに係る弁済期間に応じ、貸付金の弁済額の利息に相当する額を加えた額が均等となる額による弁済(以下「元利均等弁済」という。)の方法により弁済することができる。

2 月例控除とボーナス控除併用により元利均等弁済を行う場合の貸付金の利息は、1万円を単位として月例控除による弁済額とボーナス控除による弁済額に分け、それぞれの弁済

額を基に計算するものとする。

(災害時における弁済の特例)

第12条 共済センター長は、借受人が、風水害、地震、火災等による災害を受けた場合において必要と認めたときは、第11条第2項の規定にかかわらず、12月を限度として、特別貸付及び一般住宅貸付の未弁済元金の弁済を猶予することができる。

(送金料の負担)

第13条 貸付金の送金に要する送金料は組合が負担し、給与支給機関から控除される未弁済元金及び未弁済利息(以下「未弁済元金」という。)の払込みに要する送金料は給与支給機関が負担し、借受人の未弁済元金の払込みに要する送金料は借受人が負担する。

(住宅貸付保険及び一般貸付保険による債権保全)

第14条 組合は、貸付金に係る債権を保全するため、損害保険会社と次の契約を締結するものとする。

(1) 住宅貸付にあつては、官公庁等共済組合住宅資金貸付保険(以下「住宅貸付保険」という。)契約

(2) 普通貸付及び特別貸付にあつては、官公庁等共済組合一般資金貸付保険(以下「一般貸付保険」という。)契約

2 前項に規定する住宅貸付保険又は一般貸付保険の保険料は組合が負担する。

(住宅貸付保険契約及び一般貸付保険契約の失効等の場合の措置)

第15条 借受人は、前条の規定による住宅貸付保険契約及び一般貸付保険契約が失効又は解除された場合は、保証人を立てるとともに、公正証書を作成又は抵当権を設定しなければならない。

(団体信用生命保険)

第16条 住宅貸付の借受人は、当該借受人が死亡し、又は重度の障害となった場合に、その遺族等の経済的負担を軽減するため、団体信用生命保険(以下「団信保険」という。)に加入することができる。

(貸付けの申込み)

第17条 貸付申込人は、本部長が別に定める貸付申込書及び借用証書を作成し、これに本部長が別に定める必要書類を添えて共済センター長に提出しなければならない。

(貸付けの審査決定)

第18条 共済センター長は、前条の規定により貸付申込書、借用証書及び添付資料の提出を受けたときは、その内容及び貸付申込人の返済能力等を審査し、貸付資金の状況を考慮の上、貸付けの可否を決定するものとする。

(貸付金の交付)

第19条 共済センター長は、前条の規定により貸付けを決定したときは、速やかに貸付申込人に貸付金を交付するものとする。

(借用証書の取扱い)

第20条 共済センター長は、第18条の規定により貸付申込人に対して貸付けの決定を行ったときは、当該申込人から提出を受けた借用証書を厳重に保管するものとし、当該貸付けの貸付金が完済されたときは借受人に当該借用証書を速やかに返さなければならない。

(繰上弁済)

第21条 借受人は、次の各号に該当する場合は、直ちに、未弁済貸付金及び第9条の規定により計算した弁済完了時までの利息を弁済しなければならない。

(1) 組合員の資格を喪失したとき

(2) 郵政会社等の退職手当規程等による退職手当が支給されることとなったとき(前号に該当する場合を除く。)

(3) 貸付金申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(4) 第15条の規定による抵当権の設定、公正証書の作成又は質権の設定に応じないとき

(5) 第22条の規定による報告がないとき

(6) 第23条の規定による承認を受けなかったとき

(7) その他この規程に違反したとき

(取得の届出)

第22条 住宅貸付の借受人は、この貸付けにより土地若しくは住宅の取得又は修繕等の工事が完了したときは、共済センター長に取得の完了を届け出なければならない。

2 前項の届出は、貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内に行わなければならない。ただし、共済センター長がやむを得ないものと認めたときは、その必要な期間、これを延長することができる。

(貸与又は譲渡の制限)

第23条 住宅貸付の借受人は、当該貸付けにより取得した土地又は住宅を他に貸与又は譲渡しようとするときは、共済センター長の承認を受けなければならない。

(規程の実施)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年9月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、施行日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の第28条、第31条、第32条、第37条又は第49条の規定により貸し付けられた貸付金については、それぞれ改正後の第5条第1号、同条第2号のカ、ウ、ア、エの規定により貸し付けられたものとして、第7条及び第8条の規定を適用する。
- 4 日本国有鉄道清算事業団の職員であった者が日本国有鉄道清算事業団を退職する際に日本国有鉄道清算事業団職員退職手当支給規程に基づく退職手当の支給を受けないで、引き続き組合の組合員となった場合において、その者の第6条に規定する組合員資格期間については、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第2項の規定による在職期間を含むものとする。
- 5 平成15年3月31日において日本郵政公社法施行法(平成14年法律第98号)第6条第1項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団の職員であった者であって、同年4月1日に組合の組合員となった者に対するこの規程の適用については、第2条第2項中「引き続き組合員期間」とあるのは「引き続き組合員期間(旧簡易保険福祉事業団の職員としての在職期間を含む。)」と、第5条第3項ただし書中「取得した日」とあるのは「取得した日(旧簡易保険福祉事業団の職員となった日)」とする。

附 則(平成2年4月19日 郵人厚第43号)

- 1 この規程は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に貸し付けた貸付金の利息に係る利率については、なお従前の例による。

附 則(平成3年1月30日 郵人厚第8号)

- 1 この変更は、平成3年2月1日から施行する。
- 2 変更後の第11条第4項及び第11条の2の規定は、平成3年2月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成3年5月29日 郵人厚第19号)

- 1 この変更は、平成3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 変更後の第5条第3号、第8条第1項及び第3項並びに第9条第1項の規定は、施行日以後の貸付けについて適用し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成4年5月21日 郵人厚第14号)

- 1 この変更は、平成4年5月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第11条第1項ただし書の規定は、平成4年4月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月31日 郵人厚第70号)

- 1 この変更は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成5年4月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けにつ

いては、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月22日 郵人厚第62号)

- 1 この変更は、平成6年5月1日から施行する。
- 2 変更後の第8条第1項、第2項及び第3項並びに第9条第1項の規定は、平成6年5月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成7年5月10日 郵人厚第60号)

- 1 この変更は、平成7年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、変更後の附則第6項から第13項までの規定については、平成7年1月17日から適用する。
- 2 変更後の第7条第6項及び第8項、第8条第1項並びに第11条第3項の規定は、平成7年4月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成7年6月15日 郵人厚第5号)

この変更は、平成7年6月15日から施行し、同年1月17日から適用する。

附 則(平成8年4月25日 郵人厚第47号)

- 1 この変更は、平成8年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中「秋川市」を「あきるの市」に改める部分及び「、五日市町」を削る部分については、平成7年9月1日から適用する。
- 2 変更後の第8条第1項、第11条第3項及び附則第9項の規定は、平成8年4月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成9年1月23日 郵人厚第50号)

この変更は、平成9年1月24日から施行する。

附 則(平成9年5月9日 郵人厚第4号)

この変更は、平成9年5月9日から施行する。

附 則(平成9年6月3日 郵人厚第59号)

この変更は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年1月12日 郵人厚第7号)

- 1 この変更は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成9年10月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第5条第1項第1号に規定する普通貸付及び同項第2号キに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する一般貸付と、変更前の第5条第1項第2号アに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する結婚貸付と、変更前の第5条第1項第2号イに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する葬祭貸付と、変更前の第5条第1項第2号ウに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する教育貸付と、変更前の第5条第1項第2号エに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する災害貸付と、変更前の第5条第1項第2号オに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する医療貸付と、変更前の第5条第1項第2号カに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する物資貸付と、変更前の第5条第1項第2号クに掲げる事由による特別貸付は変更後の第5条第1項に規定する特認貸付とそれぞれみなして変更後の規程を適用する。
- 4 変更前に他の共済組合でこの規程に相当する特別貸付を受けていたが者が、変更後に引き続き組合の組合員となった場合における変更後の第6条の2に規定する貸付けを行うときの特別貸付の貸付利率については、変更後の附則第4項の規定にかかわらず、5.76%とする。

附 則(平成10年2月25日 郵人厚第8号)

この変更は、平成10年2月25日から施行し、平成9年10月13日から適用する。

附 則(平成10年10月28日 郵人厚第19号)

- 1 この変更は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成10年4月1日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成１１年９月９日 郵人厚第１２号）

この変更は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年１０月１９日 郵人厚第１５号）

この変更は、平成１１年１０月１９日から施行し、平成１１年８月６日から適用する。

附 則（平成１２年７月５日 郵人厚第３９号）

１ この変更は、平成１２年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、平成１２年４月１日以後の貸付について適用し、同日前の貸付については、なお従前の例による。

附 則（平成１２年１２月２１日 郵人厚第３０４６号）

この変更は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１３年１月３０日 郵共本第４４号）

この変更は、平成１３年１月２１日から施行する。

附 則（平成１３年３月１５日 郵共本第１０７号）

１ この変更は、平成１３年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、平成１３年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成１５年２月２８日 郵共本第５２６号）

この変更は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日 郵共本第６０４号）

この変更は、平成１９年３月３１日から施行する。

附 則（平成１９年９月２８日 郵共本第１３６５号）

この変更は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２３年５月２５日 郵共本第３号の４）

この変更は、平成２３年５月３１日から施行し、同年３月１１日から適用する。

附 則（平成２４年９月１９日 郵共本第１０１３号）

この変更は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則（平成２７年１０月２１日 郵共本第１０１４号）

この変更は、平成２７年１０月２１日から施行し、平成２７年１０月１日から適用する。

附 則（平成３１年３月２９日 郵共本第６６号の４）

１ この変更は、平成３１年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、平成３１年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月９日 郵共本第５１号の３）

１ この変更は、令和２年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、令和２年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月２３日 郵共本第６２号の４）

１ この変更は、令和３年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、令和３年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月１７日 郵共本第５２号の４）

１ この変更は、令和４年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、令和４年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年９月３０日 郵共本第３１号の３）

１ この変更は、令和４年１０月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、令和４年１０月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月３１日 郵共本第４９号の４）

１ この変更は、令和５年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、令和５年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（令和６年３月２８日 郵共本第４９号の４）

１ この変更は、令和６年４月１日から施行する。

２ 変更後の規定は、令和６年４月１日以後の貸付けについて適用し、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。